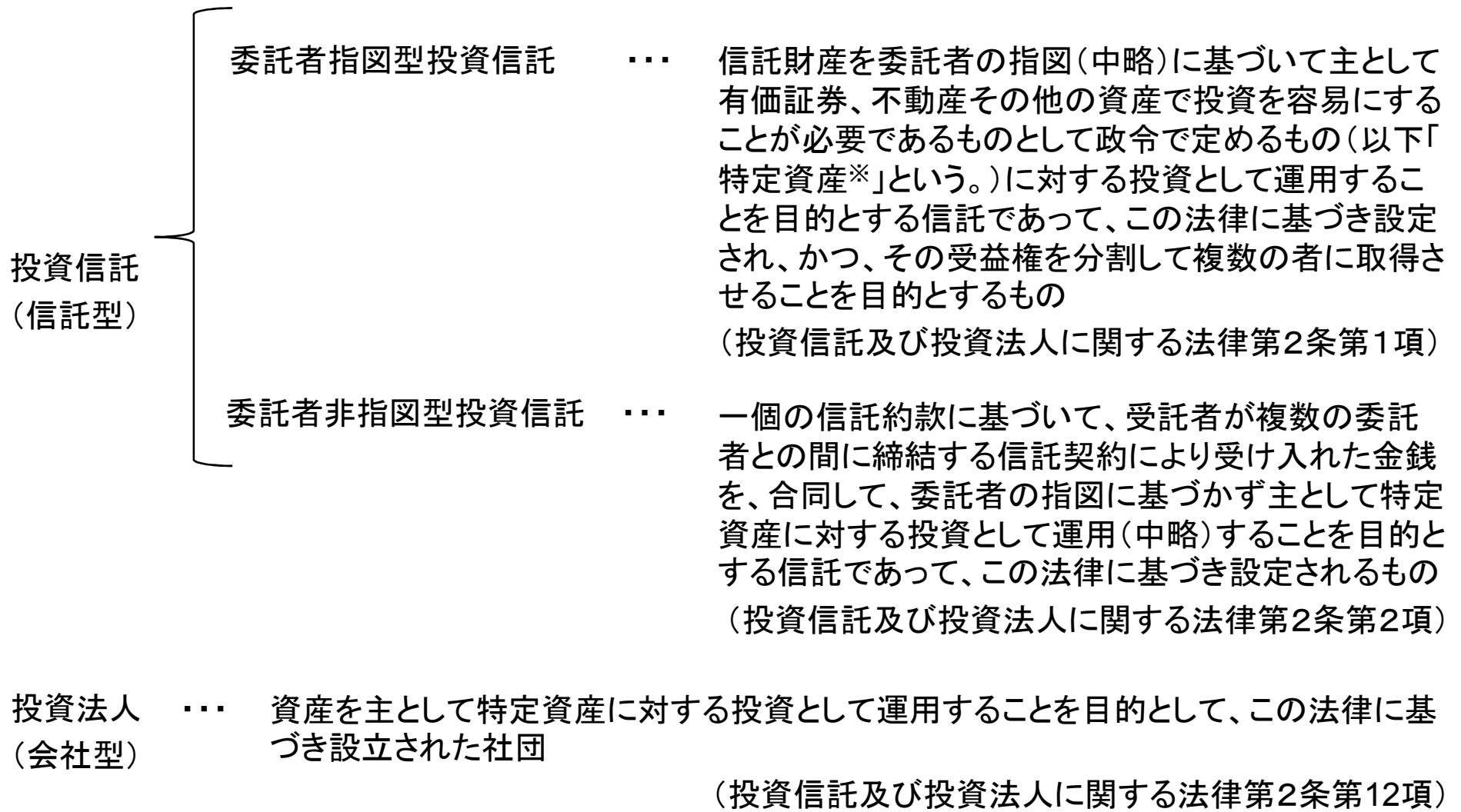


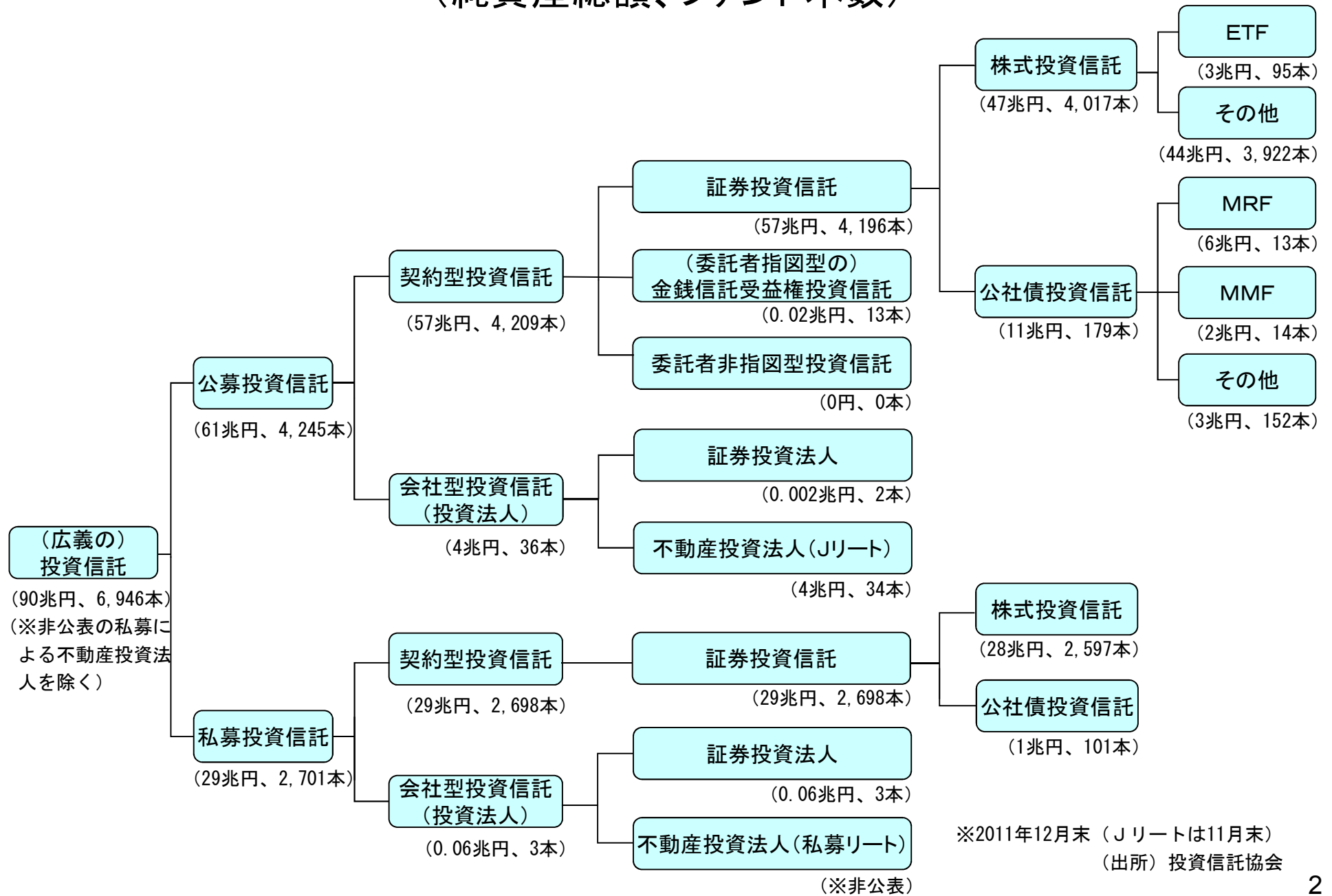
投資信託・投資法人法制の現状

投資信託・投資法人の定義



※特定資産:有価証券、デリバティブ取引にかかる権利、不動産、不動産の賃借権、地上権、約束手形、金銭債権、匿名組合出資持分、商品、商品投資等取引に係る権利

投資信託・投資法人の分類 (純資産総額、ファンド本数)



※2011年12月末（Jリートは11月末）
(出所) 投資信託協会

投資信託・投資法人にかかる主要な制度改正経緯

昭和26年 「証券投資信託法」制定

- 戦後の財閥解体による株式放出や大規模増資の殺到等により供給過剰状態にあった株式の受け皿としての役割を投資信託に期待
- 信託法等に基づき設立されていた戦前の類似の仕組みを参考にしつつ、投資者保護を確実にするため、運用者が第三者（信託銀行）と信託契約を結び、信託財産の管理に当たらせる法的仕組みとして、証券投資信託を規定

昭和42年 「証券投資信託法」改正

- 委託者の受益者に対する忠実義務を規定、自主規制機関としての投信協会法定化、ファミリー・ファンド方式導入、他

平成6年 大蔵省令及び協会自主ルールの改正

- ディスクロージャーの充実、公正取引ルールの拡充、先物等のヘッジ目的以外の運用手段としての活用及び私募債・証券化商品投資解禁、他

平成10年 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」への改正

- 日本版「金融ビッグバン」の具体策として、「金融システム改革法」が施行され、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に改正
- ファンド設定における個別約款承認制を廃止し届出制へ変更、私募投資信託及び会社型投資信託の導入、銀行窓販開始他

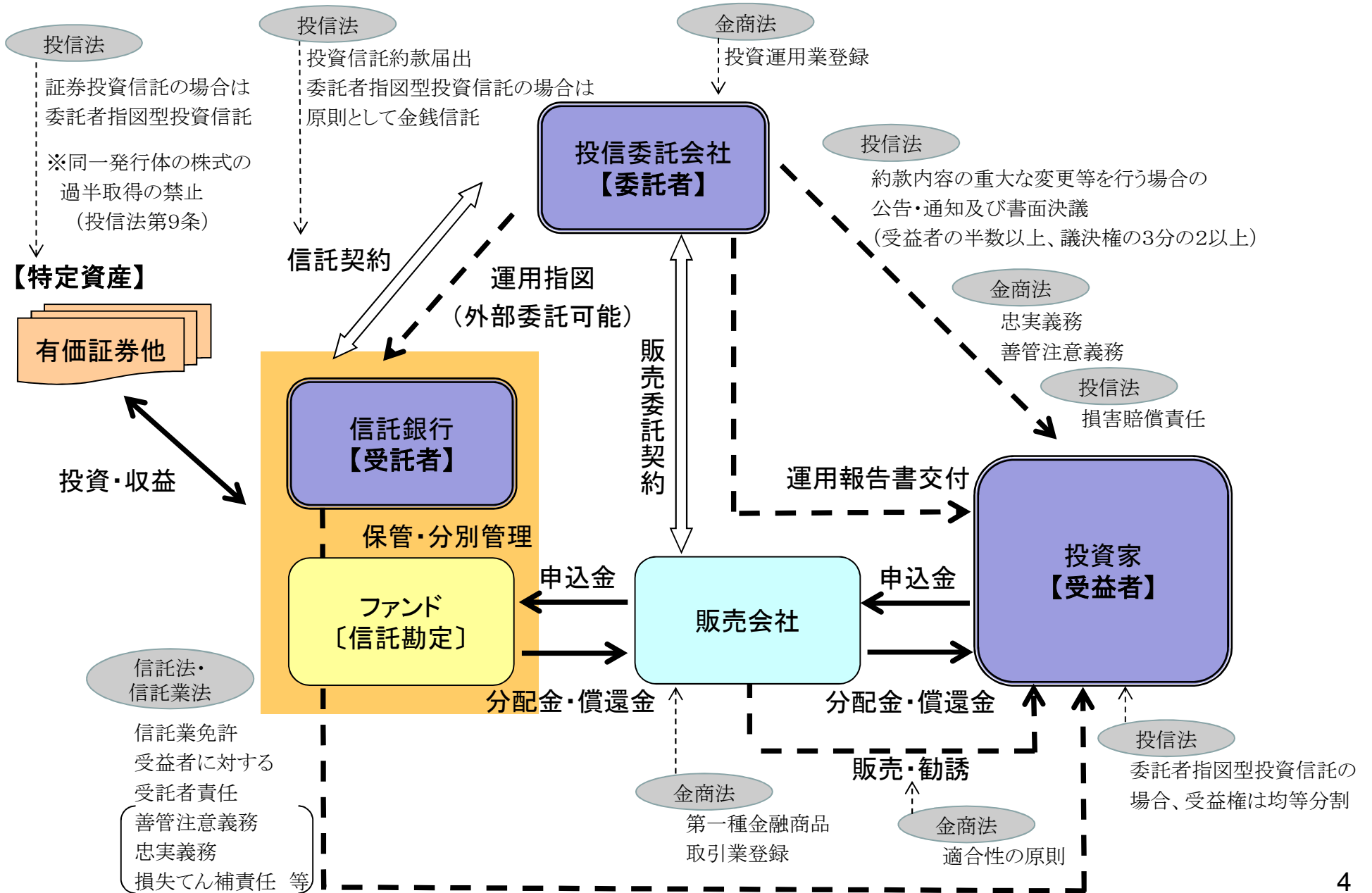
平成12年 「投資信託及び投資法人に関する法律」への改正

- 対象資産を不動産等に拡大し、法律名から「証券」を外し、不動産投資法人（Jリート）を導入
- 受託者責任のさらなる明確化のため、善管注意義務を規定

平成19年 「金融商品取引法」施行

- 投信法上の業規制を金商法に移管

契約型投資信託(委託者指図型)の仕組み



投資信託(委託者指図型)に関する主な規制 ～投資信託委託会社(投資運用業者)に関する行為規制等～

◆ 登録要件

- 資本金:5千万円以上
- 株式会社(取締役会及び監査役又は委員会を置くものに限る)
- 純財産額:5千万円以上
- 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成

◆ 業務

- 信託財産の運用の指図
- その他の関連業務(信託約款の作成・届出・交付、受益証券の発行、目論見書の作成・交付、運用報告書の作成・届出・交付、帳簿書類の作成・保存、基準価額の計算、開示書類の提出等)

◆ 禁止行為

- 運用財産と自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引
- 運用財産相互間の取引
- 価格等の変動を利用して自己又は権利者以外の第三者の利益を図る目的で行う、正当な根拠を有しない取引
- 通常の実行と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が権利者の利益を害することとなる条件での取引
- 運用として行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において行う取引
- 権利者の損失を補てんするための利益提供 等

◆ 外部委託

- 運用の指図を行う特定の投資信託財産につき、当該指図に係る権限の全部又は一部を委託可能
 - ※ 委託先は、①他の投資運用業者②外国の投資運用業者③受託者以外の信託会社等④商品投資顧問業者⑤外国商品投資顧問業者に限定。
 - ※ 運用の指図を行う全ての投資信託につき、当該指図に係る権限の全部を委託してはならない。

投資信託(委託者指図型)に関する主な規制 ～証券投資信託に関する運用についての規制～

○ 法令(投資信託及び投資法人に関する法律)

- ・ 委託者指図型投資信託 …… 主として特定資産(有価証券、不動産その他の資産で政令で定めるもの)に対する投資として運用(第2条第1項)
- ・ 証券投資信託 …… 委託者指図型投資信託のうち主として有価証券(いわゆる第二項有価証券を除く)に対する投資として運用(第2条第4項)

○ 証券投資信託に関する自主規制

<投資対象>

- ・ 組入株式 …… 上場株式等、一定の要件をみたすものに限定
- ・ 投資信託証券 …… 一定の要件を満たすものに限定
ファンド・オブ・ファンズへの投資を禁止

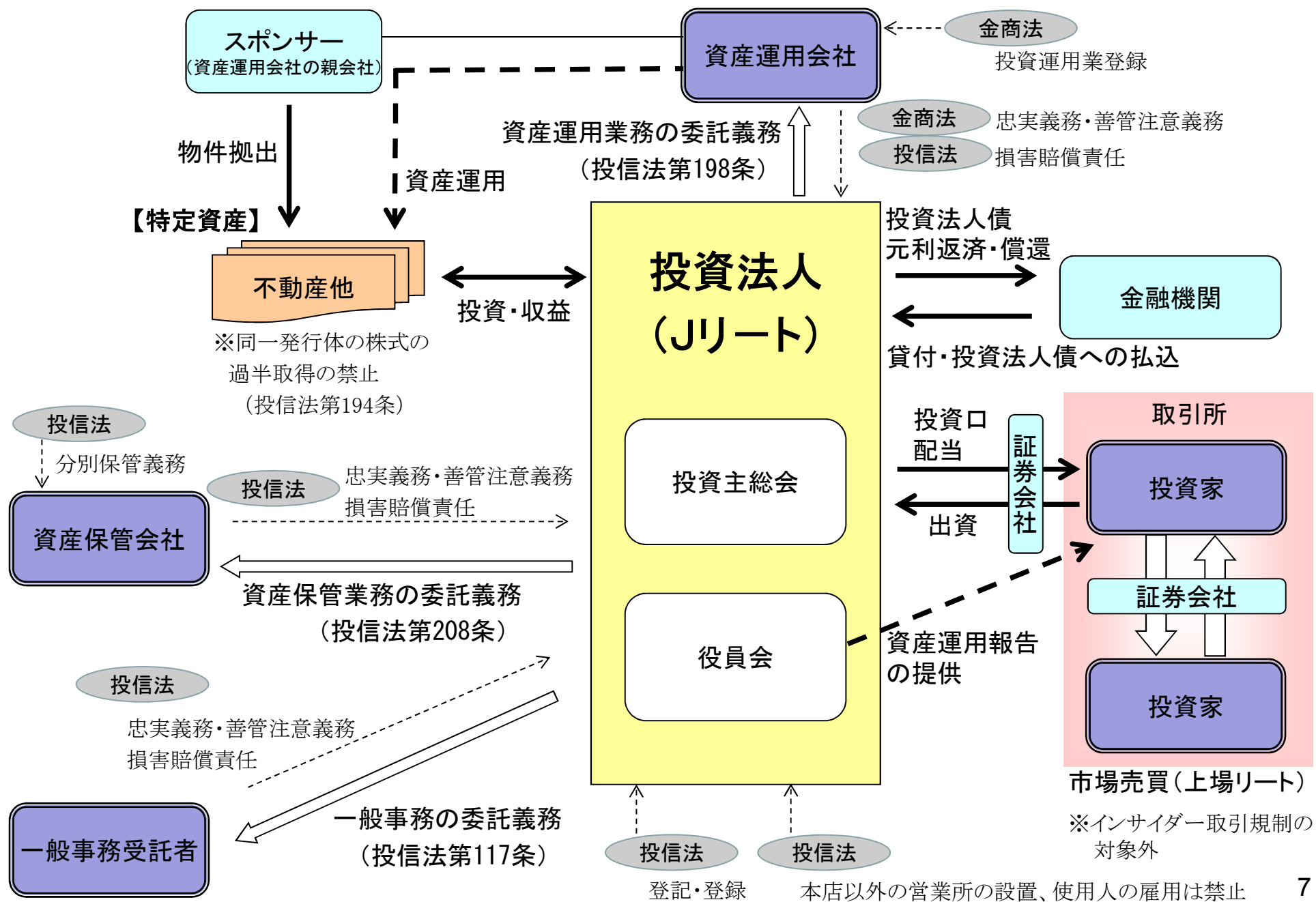
<分散投資>

- ・ 公募のファンド・オブ・ファンズは、原則として複数の投資信託証券に投資
- ・ MMF・MRFについては、同一発行体が発行する有価証券への投資を、純資産総額の一定割合以内に制限

<デリバティブ>

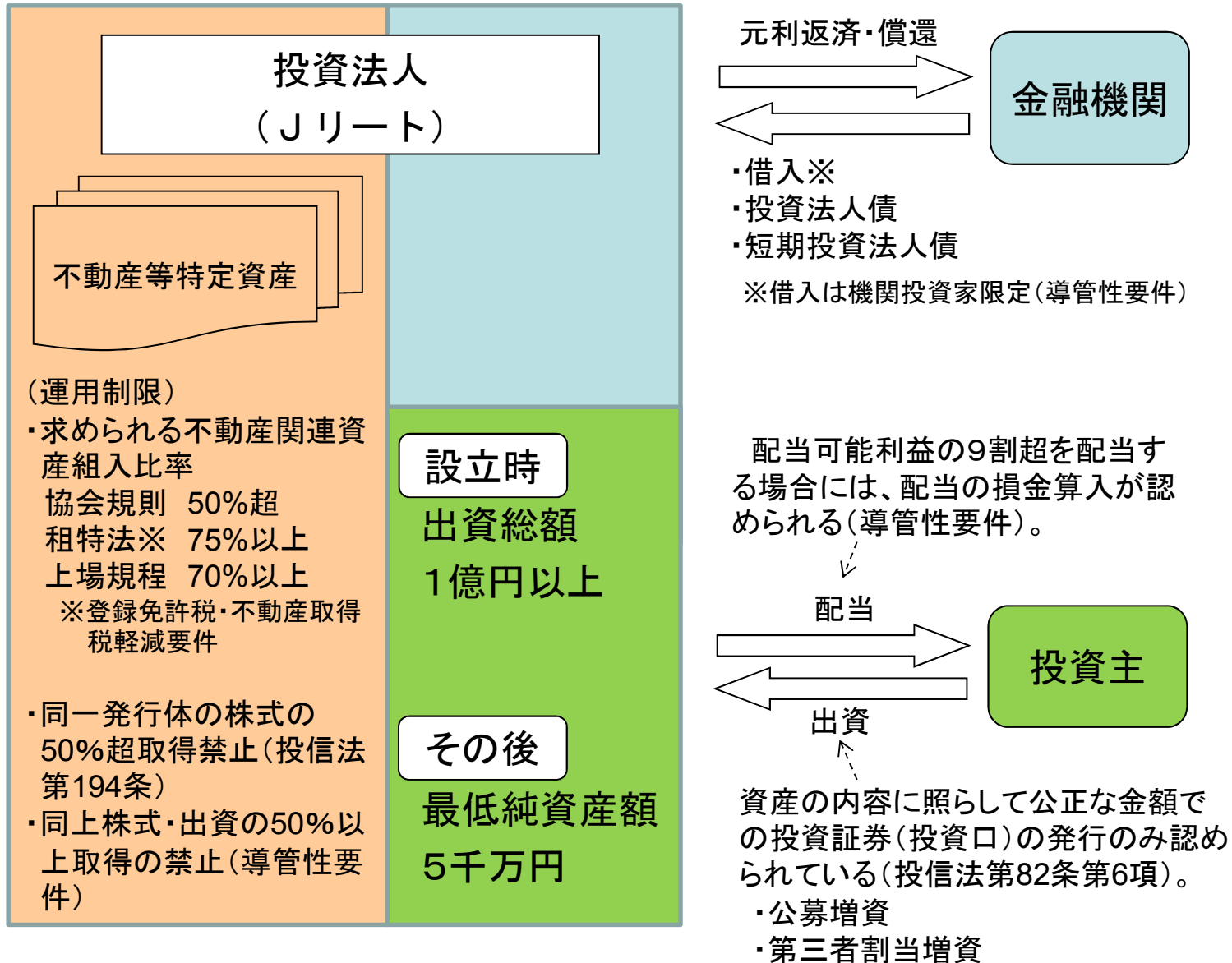
- ・ 予め投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出したリスク相当額が、運用財産の純資産額を超えないこと(※内閣府令にも同様の規定あり。)

投資法人(Jリート)の仕組み

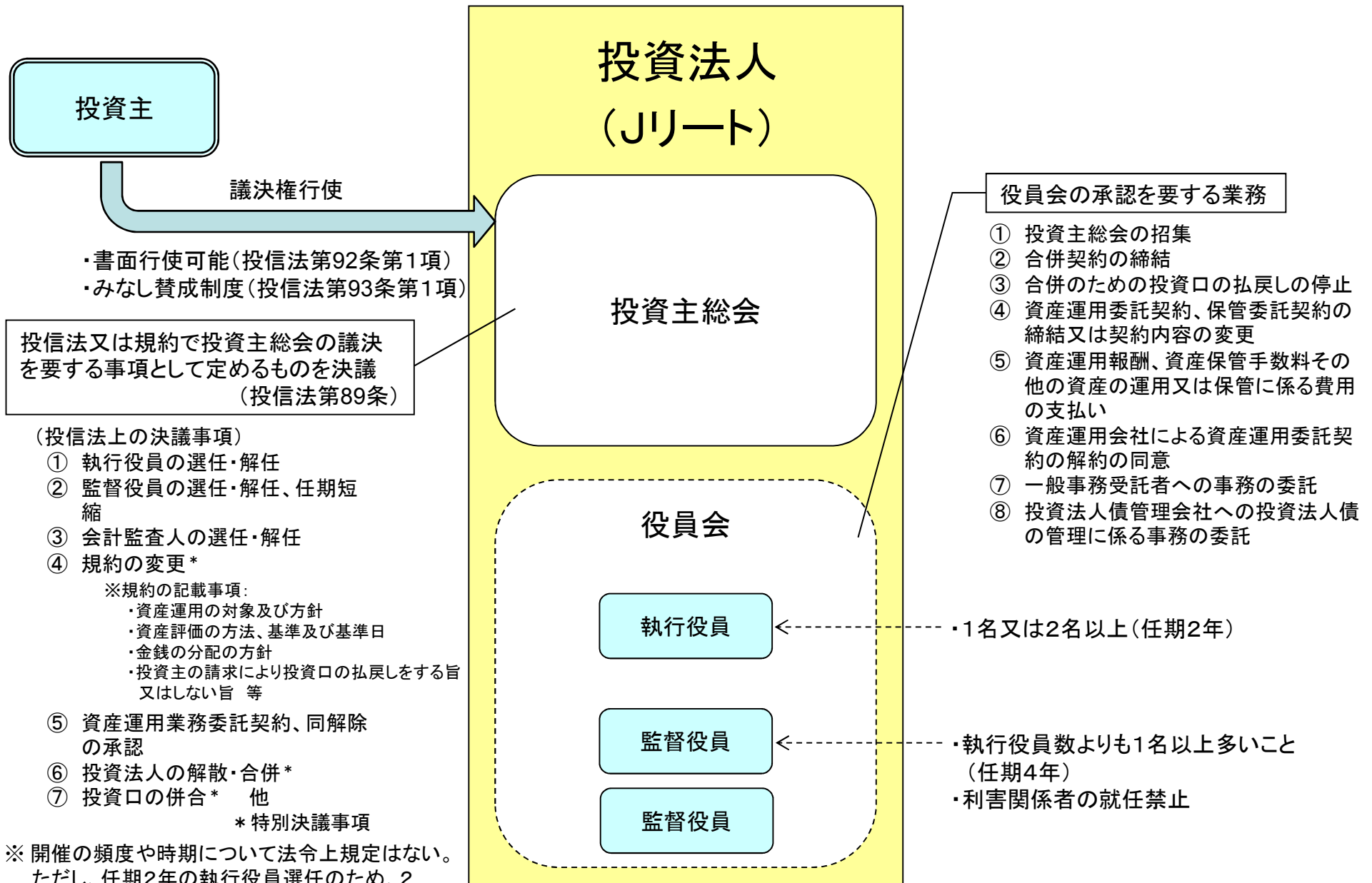


投資法人(Jリート)に関する規制

～財務関係の規制～



投資法人に関する規制 ～コーポレートガバナンスに関する規制～



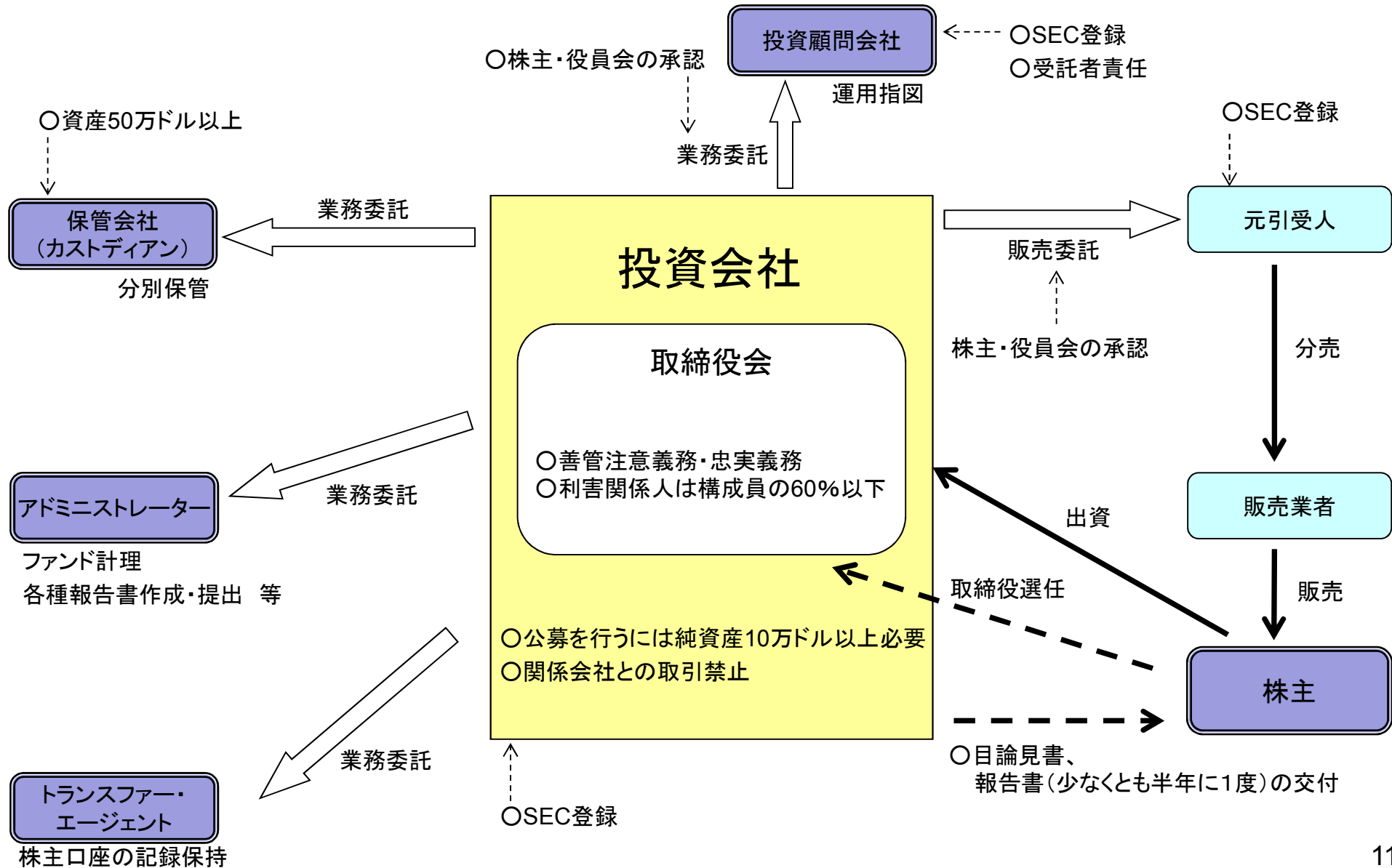
- (投信法上の決議事項)
- ① 執行役員を選任・解任
 - ② 監督役員を選任・解任、任期短縮
 - ③ 会計監査人を選任・解任
 - ④ 規約の変更*
- ※規約の記載事項:
- ・資産運用の対象及び方針
 - ・資産評価の方法、基準及び基準日
 - ・金銭の分配の方針
 - ・投資主の請求により投資口の払戻しをする旨又はしない旨 等
- ⑤ 資産運用業務委託契約、同解除の承認
 - ⑥ 投資法人の解散・合併*
 - ⑦ 投資口の併合* 他
- * 特別決議事項

※ 開催の頻度や時期について法令上規定はない。ただし、任期2年の執行役員選任のため、2年に1回は開催される必要がある。

公募投資信託・投資法人のディスクロージャー規制

	金商法	投信法
(ビークル設定時の開示) 発行開示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有価証券届出書の提出・公衆縦覧 ○ 目論見書の投資家への交付 <ul style="list-style-type: none"> ・交付目論見書 ・請求目論見書 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投資信託約款内容記載書面の内閣総理大臣への届出・受益者への交付 ○ 投資法人規約の内閣総理大臣への届出・本店据置
継続開示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有価証券報告書の提出・公衆縦覧(信託・法人の計算期間(6月未満の場合は6月)毎) ○ 半期報告書の提出・公衆縦覧(信託・法人の計算期間が6月超の場合) ○ 臨時報告書の提出・公衆縦覧 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運用報告書の受益者への交付・内閣総理大臣への届出 ○ 投資法人計算書類等の投資主への提供・営業報告書の内閣総理大臣への提出

米国の投資会社 (ミューチュアル・ファンド)



欧州の契約型投資信託 (UCITS、コモン・ファンド)

